

第2回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和6年9月4日（水）

午前10時～

場所：江東区議会（委員会室）

協議事項

- 1 （仮称）江東区議会議員政治倫理条例について
(資料1-1)
(資料1-2)
(資料2)
(資料3)

- 2 その他

(仮称) 江東区議会議員政治倫理条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会議員（以下「議員」という。）が区民の代表として人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理に関する基準を定めるなど、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えとともに、公正で開かれた区政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

(議員の責務)

第3条 議員は、法令、条例等を遵守し、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、区民の代表として名誉と品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛けるなど、政治倫理基準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、説明を求めることができる。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、常に人格及び倫理の向上に努め、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為を行わないこと。

(2) 区が行う委託、請負その他の契約、若しくは指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行使し、特定の個人、企業又はその他の団

体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。

- (3) 区職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛けをしないこと。
- (4) その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品等も授受しないこと。
- (5) その権限又は地位を利用して、嫌がらせをし、強制又は強要し、若しくは圧力をかけるなど、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
- (6) 报告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、**虚偽の事実を提示し**、又は誹謗中傷の発言をするなど、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。 → 文言を入れるかどうか

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民並びに議会に対して説明責任を果たさなければならない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自らが区に対し請負をする場合又は次の各号のいずれかに該当する法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- (1) **主として収益事業を営む法人等**
→ 区に対し請負をする法人等、とするなど、限定するか否か
- (2) 区の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等
- (4) 区の指定管理者の指定を受ける法人等

2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。
(調査請求)

第7条 議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、請求代表者が、区民にあっては、議員の選挙権を有する者の**●人（●分の1）**以上の連署をもって、議員にあっては、議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、当該行為に係る資料を添付した別に定める調査請求書を、議長に提出

しなければならない。

- 2 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。
- 3 議長は、調査請求の内容が政治倫理基準に違反する行為に該当しないなど、別に定める要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも同様とする。
- 4 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して●年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条の調査請求が適正であると認めたときは、速やかに江東区議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託する。

- 2 審査会の委員は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）を除く●人以内とし、議長が委嘱する。
- 3 審査会には委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 委員の任期は、前条の調査請求に係る審査が終了するまでとする。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準の違反行為の存否及び条例に定める措置について審査及び決定する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。
- 3 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 4 審査会は、審査に際し、審査対象議員に文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会は、審査付託の日から60日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
- 6 審査会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求代表者

及び審査対象議員に文書で通知するとともに、その概要をホームページ等で公表するものとする。

(議会の措置)

第11条 議会は、審査会からの報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

→ 措置を明記するか否か(条例に明記するか、規程に明記するか、明記せず審査会等で決めるか)

2 議長は、審査会より審査対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(措置の公表)

第12条 議長は、前条の措置を行ったときは、その概要をホームページ等で公表するものとする。

(施行期日)

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

政治倫理条例案に対する課題整理表

項目		課題
1	条文構成	・資料2にある各項目を条文に盛り込むか。
2	政治倫理基準	・名誉棄損の禁止に「虚偽の事実を掲示し、」という文言を入れるか。
3	兼業の報告義務	・区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告対象とするか。
4	住民・議員の調査請求	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の調査請求について何人（何分の1）以上で可能とするか。 (2,000人、1,000人、100人、1人) ・請求期限をどうするか。 (行為のあった日から1年、行為を知った日から1年、在任期間)
5	政治倫理審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に附属機関を置くことはできないため、審査会をどのように設置するか。 (議員で構成する特別委員会、任意の会議体など) ・審査会委員の人数・構成をどうするか。 (議員を除く、10人以下で議員2名、議員半数以下など) ・審査会委員の決定方法をどうするか。 (推薦、公募、条例及び規程に明記しない) ・審査会は臨時型か常設型か。 (臨時型、資産公開するなら常設型) ・審査会の審議を公開するか。 (原則非公開、原則公開)
6	議会の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずる」とし、規程に具体的な措置の内容を定めるか、又は具体的な措置を明記せずに審査会で措置を決定するか。 (条例明記、規程明記、明記しない) ・措置の種類をどうするか。 (①議場における議長による注意 ②議会・委員会等の一定期間の出停止勧告 ③議長・委員長等の役職辞任勧告 ④議員辞職勧告 ⑤その他、議長が必要と認めた措置 など)

項目	要否						〇、×、△の理由	〇、△の場合の条文の中身等についての意見
	自参無	公明	新時代	共生	共産	立憲市民		
1 政治倫理基準 ⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛	×	○	○	×	○	○	<p>【自参無】「政治的・道義的な批判」が客観的で判断が困難。政治資金規正法において規定されている。</p> <p>【共生】曖昧な基準ではなく、政治資金規正法に準ずるべきである。</p>	
2 ⑧反社会的な団体等との関わりの禁止	×	○	○	×	○	○	<p>【自参無】反社会的団体の特定はどのようにするのか。江東区暴力団排除条例で対処すべき。</p> <p>【共生】江東区暴力団排除条例で規定されている。</p>	
3 請負等の制限	×	○	×	×	○	○	<p>【自参無】地方自治法に準拠した請負は認められるべき。災害協定に基づく請負も想定される。6. 兼業報告で賄える。</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共生】必要なし</p> <p>【共産】区民から疑惑を持たれないため辞退すべき。</p> <p>【立憲市民】地方議員の請負に関する規制が緩和されたとはいえ、江東区として努力義務規定であることを示す必要がある。</p>	
4 指定管理者の指定辞退	×	○	×	×	○	○	<p>【自参無】同上</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共生】必要なし</p> <p>【共産】区民から疑惑を持たれないため辞退すべき。</p> <p>【立憲市民】義務であれば契約の自由や営業の自由に抵触する可能性があるが、努力義務として指定を辞退する姿勢を示すべきである。</p>	
5 資産公開	×	△ ↓ ×	×	×	○	△	<p>【自参無】意義がない</p> <p>【公明】審査対象議員には審査会より必要な資料の提出が求められることから、資産公開の規定は不要と考えても良い。</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共生】必要なし</p> <p>【共産】資産公開を行うことにより、不正の防止につながると考える。</p> <p>【立憲市民】審査会が必要と認めた場合に資産公開を求めることができるとされたい。</p>	
6 問責制度	×	×	×	×	△ 要 文 言 整 理	×	<p>【自参無】司法判断が待たれるタイミングで実効性に欠ける。司法判断後においても出処進退は議員本人が決めるべき</p> <p>【公明】昨年江東区議会では、汚職防止対策等検討会において、議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行っているため。</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共生】必要なし</p> <p>【共産】説明責任を果たすことは重要である。</p> <p>【立憲市民】起訴され、係争中であれば推定無罪の原則から、その段階で説明を求めることは不要であり、ふさわしくない。有罪となれば裁判の中で事件の内容が明らかにされる。また、議員在職中の事件の内容は、議会が区民になんらかの形で報告すべき。</p>	<p>【共産】起訴された場合は、「説明会の開催を求めることができる」ではなく「開催しなければならない」とすべき。また、「開催されない場合、区民が開催を請求できる」との項目を設けるべき。</p>

総行行第351号
令和4年12月16日

各都道府県知事 各都道府県議会議員 各指定都市市長 各指定都市議会議員	}	殿
--	---	---

総 務 大 臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布され、下記第三に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政令の改正を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。（第92条の2関係）
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。（第92条の2関係）
- 3 上記1及び2の改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無

投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないこと。

4 上記2の改正に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

第二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備に関する事項

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。

(第101条第8項関係)

第三 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、上記第二及び下記第五に関する規定は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

第四 改正法の経過措置に関する事項

上記第一の2の改正の施行前に改正法による改正前の地方自治法第92条の2(同法287条の2第7項、第292条及び第296条第3項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第2条関係)

第五 政府の措置等に関する事項

1 政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとされたこと。(改正法附則第6条関係)

2 地方議会議員選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとされたこと。(改正法附則第6条関係)